

平成18年度 第3回芦屋市障害福祉計画策定委員会会議録（要旨）

日 時	平成19年3月29日（木） 13:30～15:30
会 場	北館2階第4会議室
出 席 者	会 長 宮崎 清恵氏 他8名（川野氏, 須山氏, 堺氏, 浅原氏は欠席） 事務局 保健福祉部次長 浅田 太枝子 障害福祉課長 藤井 幹男 障害福祉課主査 阪元 靖司 障害福祉課主査 上田 葉子 障害福祉課 篠原 隆志
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍 聴 者 数	なし

1. 議 事

芦屋市障害福祉計画（案）について

2. 内 容

事務局： それでは、ただ今から第3回障害福祉計画策定委員会を開催いたします。

本日も前回と同様に自由に議論していただきたいと考えておりますが、本日の資料の、修正分（1）と記載してあります障害福祉計画（案）について、内容につきましては、①基本的な考え方の中において、啓発等の文言についての案、②当初配布させていただいた資料の中で、表現が誤っていた部分を訂正させていただいております。

また前回、委員の方から各サービスの利用がどの障がい種別になるのかが不明とのご指摘をいただいておりますので、その点についても修正させていただきました。

なお、窓口で配布させていただいている「みんなのしあわせ」についても同様の理解をしておりますので、順次修正してまいりたいと考えております。

障害福祉計画（案）の理念の修正について、各委員の方々からお示しいただきたいとお願いしておりましたが、委員の方からお示しいただいておりますので、お手元に配布させていただき、本日議論させていただきたいと考えております。

それから同委員から予算に関する資料を提示していただきたいとのご意見をいただいておりますので、平成18、19年度の資料を配布させていただきました。

最後になりますが、全国社会福祉協議会が作成しました「障害者自立支援法の円滑な施行に向けて」というリーフレットが送付されてきましたので、参考までに配布させていただきました。

本日の資料は以上です。

事務局： 本日の目標といたしましては、前回委員長からもお話がありましたように、引き続き活発な議論をしていただきたいと考えておりますが、委員の皆様から了承をいただければ、障害福祉計画（案）に関する策定委員会につきましては、本日をもって終了とさせていただきます。了承をいただけない場合は、4月以降も延長したいと考えております。

それでは、ただ今から委員長に議事の進行をお任せしたいと思います。

委員長： それでは、引き続き行ってまいります。

本日も前回に引き続き活発な議論をしたいと考えておりますが、はじめに本日資料を提出していただいております委員の方から説明をお願いします。

委 員： 1番目として、前回委員の中から基本理念がわかりにくいという意見がありました。

自分もそう思います。他市の計画も調べてみましたが、一般の方もご覧になると思いますので、資料として提出させていただいた文言でいかがでしょうか。

2番目として、数値目標の設定の中で意見を述べさせていただきましたが、芦屋市には入院設備のある病院がありませんので、地域への受け入れ態勢をつくることを目標設定すべきと考えますので、提出資料②に記載している内容を基本理念②に加えていただきたい。

3番目に、計画というのは、数値が一番大切だと思います。財政難であることは承知しておりますが、現在の状況が実際どうなのかを皆さんも理解する必要があると思います。予算面における精神・身体・知的のバランス等、今すぐにとということではありませんが、事実関係の確認はいかなる計画にも必要と思ひ、市の方に資料の提出をお願いしました。以上です。

委員長： ありがとうございます。何か意見や質問はありますか。

まず、基本理念の最初の3行を差し替えということですか。

委員： 差し替えではなく、冒頭部分に挿入するということですか。手元に芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画がありますが、新しい計画が策定されると古い計画は誰も見なくなりしますので、新しい障害福祉計画（案）にも記載した方が良く考えておりますので、このような提案をさせていただきました。

委員長： 事務局にお尋ねしますが、前に事務局の方から芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画との整合性について説明していただいたと思いますが、その点は事務局としてどのように考えておられますか。

事務局： 事務局としては、委員から22日に資料をいただき、基本理念の1に関する文言、②の文言について表現も含めて議論いたしました。芦屋市といたしましては繰り返し申し上げておりますが、本計画はあくまでも数値等を定めた障害者自立支援法に基づく計画であると位置づけておりますので、このような文言を入れていくととなりますと、以前、他の委員からご指摘もありましたように、児童、教育等も含めて策定しないと、整合性やバランスがとりにくいと考えております。最終的には、策定委員会の判断で方向性を決めていきたいと考えております。

この発言の機会に委員の方からいただいております資料の1.基本理念の②について、市の見解を説明させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長： どうぞ。

事務局： ②に「なお、芦屋市は上記の退院者を地域で受け入れるために必要な日中活動系サービス（地域活動支援センターなど）、グループホーム、ホームヘルプサービス、ショートステイ、居住サポートなどの諸サービスの整備を推進し退院時の支援を強化します。」についてですが、地域活動支援センター、ホームヘルプサービス、ショートステイといった既存のサービスは今後も強化していくことは考えております。

ただ、グループホームについて内部協議いたしました。現在のところ芦屋市が独自で建設等の整備を行うという結論付けた状況になっておりませんので、表現としてこのまま記載することは困難と考えております。

委員長： 現実的な着地点はこれから決めていくこととなりますが、まず基本理念の部分について、何かご意見などありませんか。

委員： やわらかい表現になっていて、わかりやすいと思います。

委員： 同様に大変わかりやすく、思いが伝わってきます。提出資料の1.基本理念の4行目までを冒頭に挿入してはどうですか。

委員長： 障害福祉計画（案）に記載されている文章の前に、この4行を入れること以外に、何かご意見等ございませんか。

委員： この障害福祉計画の策定にあたっては、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画を見直すと書かれているので、整合性やバランスに拘る必要はないと思います。実質的にはこれからこの障害福祉計画（案）が中心になると理解しております。一番重要な点

は、国から指示の出ている数値目標の2番目に精神の退院促進について定めるようになっていきます。

数値目標に28人という数値が掲げられていますが、委員の皆様には唐突に感じられるかもしれません。ましてや一般の方々にはもっとわかりにくい。その背景にどのようなことがあるのかということ、この見直しの時にきちんと基本理念に謳っておかなければ理解できないと思います。

委員長： きちんとした根拠が前提のご意見だということがよくわかりました。

委員： 私は、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画が基本にあって、この障害福祉計画（案）は障害者自立支援法に基づく行動計画的な位置づけであると理解しています。

芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の見直しということになるのであれば、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の内容をすべて今回の障害福祉計画（案）の中に記載していただかなければならない。委員の言っておられる意味はよく理解できますので、この障害福祉計画（案）のどこかに、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の一部もしくは部分的なものである旨明記されていけばいいのではないかと思います。

委員： 少し誤解があったかもしれませんが、委員との矛盾はありません。

ただ、障害福祉計画（案）に、この機会に見直しを行う旨が記載されていますので、必ずしも芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画との整合性を図る必要はないと申し上げただけで、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画が全く無効になるとは考えておりません。

事務局： その文書表現が誤解を招いてしまったかもしれませんが、何度も申し上げているとおり、当初、計画の一本化も検討いたしました。国や県からの情報が遅くなり、今回は行動計画の位置づけで策定をいたしました。この障害福祉計画（案）も平成20年度には見直しを行わなければならないので、芦屋市総合計画の修正、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の見直しを行いながら一本化する考え方の中で記載した文書になっています。従って、今回の障害福祉計画（案）の策定時に、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の見直しを行うという意味ではございません。

委員： 今回の障害福祉計画（案）では、新しく数値目標の設定が盛り込まれ、今までなかったのですから、それ自体が見直しになるのではないですか。見直しをしないということにはならないと思います。

委員長： 今、この障害福祉計画（案）の前提にいろいろな解釈があるようです。事務局の意図としては、障害者基本法に基づく本計画と一本化した計画として策定している市町村もありますが、芦屋市の障害福祉計画（案）は、障害者自立支援法に基づく行動計画として策定してあるので、本計画の見直しは平成20年度中と考えていると理解してよろしいですね。

事務局： はい。解釈はいろいろあると思いますが、本来ならば芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の策定時に数値目標を掲げなければならないにも関わらず、当時はアンケートも実施できませんでした。当時の策定委員の皆様からも次回の福祉計画には数値目標を定めるようご指摘もいただいております。今回、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画にはサービスごとの数値目標を設定するよう明記されておりますので、あくまでも追加資料的に考えておりますので、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の見直しとは位置づけておりません。

委員長： 事務局の説明はよくわかりましたが、やはり文言が見直しと併せてと書いてあるので、誤解を招いたと思います。再度になりますが、確認できたことは、平成20年度の見直しについては、本計画の見直しと平成21年度から平成23年度までの数値目標を一本化させることになるのですね。

事務局： そのとおりです。

委員長： では、基本理念の文言については、どうですか。

事務局： 委員から発言のありました4行については、計画の整合性等特に問題ございませんので、この策定委員会です承いただければ変更させていただきたいと思えます。

委員長： はい、わかりました。いろいろと誤解があった点について議論しましたが、委員はどうですか。

委員： 見直しをしてはいけない理由はないと思えますし、このような機会に勇敢に見直しをしていただきたいと思います。

文言は追加でも修正でもかまいません。そのような議論は詭弁にすぎない。重要となる根幹は、この分野に対して一定の関心を持っていただくことをこの機会にやらないと芦屋市はいつまでも遅れたままになってしまう。明らかに東灘区や西宮市と比較しても遅れていると思えます。何が何でもとは申しませんが、せめて5年先の基本理念だけは、心の問題を据えていただきたいと思いますというのが願いです。

委員： この資料を読んで、委員の思いが伝わりましたが、障害福祉計画（案）全体的なこともあるように思えます。

委員： ここに予算に関する資料が配られています。ここで詳しく議論するつもりはありませんが、平成18年度で見ますと、全体で8億1000万円あります。その中で精神分野の予算が2,961万円で4%に満たない額になります。事実として、このあたりのことも委員の皆様にも分かっていたきたい。これ以上何も申し上げないが、順序としてはまずは普及・啓発を行い、皆さんに「そうだな」と思っていただけなければ、今日のような引き算の議論になってしまいます。今まで既に着手しているものに対しては「まあいいでしょう」、着手してないものには「書けない」ということになってしまう。私は皮肉ではなく、事務局の意向はよく理解できます。社会通念がそのような世論の構成になっている。グループホームに関する表現は構わない。それより「よし、やってやろう」という姿勢がほとんど見えません。何とか無しで済ませよう、退院促進についても国から言われたから数値目標を掲げようというように感じています。口が過ぎるかもしれませんが、このくらい言わないと皆さんにわかってもらえないと思えます。

委員長： この障害福祉計画（案）を提出していただいた時に、事務局から忌憚のない意見をだしていただき、少しでも良い計画を策定したいということでしたので、委員以外の皆様もこの際ですからいろいろ意見を出していただきたいと思います。

委員： それぞれの団体からはいろいろな思いがあると思えます。自分たちの思いを具体的に「このようにしてほしい」と今日ここで言っても簡単に決まるものではない。別の席で障がいのある側の人と行政側の人たちが「養護学校卒業生が5年後に行き場がないような状況を作ってはいけない」、「保護者が高齢化で体力が限界にきている時にどうする」などを協議できる場面があればいいと思うが、今日この場でそのような話をしても前に進まない。委員と同じように言いたいことはたくさんあります。そういうこと言えば、基本理念について、100%とは言えないが、事務局として無難にまとめてあると思えます。精神保健分野が遅れていることはわかります。

特に障害者自立支援法で3障がい一元化となったが、今まで精神保健分野は医療的なことが中心となっていたため、他の2障がいに比べて遅れていることも間違いないことだと思います。だからといって1つの分野に絞ってしまわず、ニュートラルな部分が必要ではないかと思えます。

委員： そうなると、委員の提出された4行は一般市民の方にわかりやすいと思えます。事務局で作成された文章はそのとおり過ぎて、関係者にしか分からないように思えますので、一般市民の方に理解していただくのであれば、この4行を入れたほうが読んでみようという気持ちにさせるのではないかと思えます。

事務局： 先ほど委員の方が言われたことがまさにそういうことで、十分に時間をかけて策定しなければ本計画の策定は困難です。芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の時も障がい4団体の方々とは協議させていただきましたが、決して十分な議論ができたとは言えません。その当ても時間がない中で、アンケートも実施できず、先ほども申し上げ

ましたが、数値目標は芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画に掲げることが本来であると考えながらも、できていない芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画（案）に対して、当時の委員の皆さまにご理解をいただいたのが経過です。ですから議事録に記載されているように、平成20年度に1年間時間をかけて、本計画と一本化した計画を策定していきたいと思いますが、前回委員の方が言うておられたように、近年の情勢はたった6ヶ月でめまぐるしく変わります。平成20年までたった2年。どのように変わるのか本当に予測が付きません。受け皿の問題にしてももっと厳しい国からの指針が示されたり、芦屋市の厳しい情勢が浮き彫りになってくることも予測されますので、幅広い範囲で各種団体の代表の方に参加していただき、現段階では期限付きではありますが小規模作業所の補助金問題、前回、委員が言われた療育や教育の問題等、市としても考えていることでもありますので、本計画に加えていきたいと考えております。しかしながら、どうしても時間がなく、数値目標を定めたこの障害福祉計画（案）については、国の指針に従い、平成19年3月末までに策定させていただきたいと考えております。

なお、委員の方からご意見をいただいておりますが、今回集約された意見等につきましては次回以降にも引き継がせていただき、じっくりと議論させていただくことをお約束させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

委員： 芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画が策定された時には3障がいを一元化するような話はなく、時代の流れで数値目標を設定する時に精神保健分野の問題も含まれたわけですが、福祉分野においては、精神保健分野も重要になってきているというような文言を基本理念に盛り込むことに反対ではありません。

どのような表現にするかということについては、いろいろ考えないといけないですが、時代が変わってきているのを捉えて、基本理念の中に触れていくことが必要だと思っております。

委員長： 少しまとめますと、事務局が言うように制度が次々に変わってきて、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画が古くなっていることは否めないと思っております。事務局としては、細かなことを載せるのは、次回平成20年度に見直しをする芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画であり、この障害福祉計画（案）はあくまでも行動計画であるという考え方をもとに策定されている。その一方で、今の時代にあったものを策定するのであれば、精神保健分野等も足りない部分を加えたいという意見がありますが。

そこで、あまり特化したものでなくても構わないので、時代の流れや情勢の変化等、文言をいれることはできませんか。

事務局： 本来、策定委員会では資料配布いたしておりませんが、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画を1ページめくっていただきますと、この計画の策定にあたり「はじめに」ということで山中健芦屋市長が、これまでの時代背景や計画策定の趣旨等についての挨拶文を作ることになります。文章表現は事務局にお任せいただきたいのですが、その中に委員長はじめ各委員からの意見を記載させていただくことでご理解いただけませんか。市として皆さんのご意見を決して受け入れられない内容ではありませんし、委員の言うておられる事も十分理解できますので、先ほど申し上げた内容でご理解いただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員長： 建設的なご提案をいただきましたが、それについてのご意見はございませんか。

委員： 上手にまとめられたように思います。次回の見直しの時にはじっくりと時間をかけて皆さんの意見を聞き、より良い計画を作っていただきたいと思っております。

委員長： 委員としては、事務局の提案はどうですか。

委員： そうですね。市長のあいさつの中に入るのであれば結構ですが、はっきりと書いていただきたいと思っております。それぐらい大きな問題であると思っております。

委員長： それでは基本理念についてはこれで終わらせていただいて、次に2番目の「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の本文に挿入する文言の文案について議論したいと思っております。冒頭、事務局から修正提案があり、グループホームの整備に関しては、ここ

まで言い切ることはできないとのことでしたが。

事務局： グループホームに関しては、グループホームの整備，例えば芦屋市独自の建設や建設費補助等，実施する方向性が結論付けされていない状況ですので，今後検討していかなければならないと思いますので，広域行政での取り組みも含めて検討する等といったように，断定的でない表現にさせていただきたいという提案です。

委員： 今のようなことにも配慮し，この文章を作るにあたりましては，後々責任が生じないようにしているつもりです。ですから，グループホームを芦屋市内に何件建設するという文章になっていないはずで。広域でサービスが提供できるようになれば，それも推進になると思いますので，そこまで気にされることはないと思います。

事務局： 先ほど議論していただいた「芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画の見直し」と同様，読まれる方によって解釈が様々ですので，今考え方をお聞きして理解できました。そのような考え方が前提であれば市として異論はございません。

ただ，こちらの委員の皆様にも承いただけでも，この障害福祉計画（案）は，一般の市民もご覧になられますので，同じような勘違いがないよう，「広域行政の取り組みも含めて」，を挿入させていただき，ご了解いただきたいと思います。

委員長： 事務局の言うとおりの，この場では承いただけでも，一般の方にも理解していただかなければならないと思いますので，いかがでしょう。よろしいですね。

委員： 続いて，3番目の芦屋市の障がい種別（身体・知的・精神）の予算額の開示について議論したいと思いますですが，事務局としてご意見はありますか。

事務局： 法改正に伴って予算や補助金の名称が変わってきており，予算の構成につきましても同類の事業費をわかりやすく一本化するよう，財政当局からの指示もあります。

例えば，お配りしました資料の中で精神保健福祉事業に関する予算額が精神保健分野の方々のみの予算額ではなく，相談支援事業のようなものが含まれています。また，精神保健分野のホームヘルプサービスやショートステイ等は，障害者自立支援法介護給付等事業の中に含まれています。現在の予算の組み立ては，精神・知的・身体で個々に数字を計算することは困難である旨資料の請求時，委員にはご説明させていただきましたが，委員の皆様が一番わかりやすい資料として本日資料を配布させていただきました。

従いまして，資料に記載してある項目名だけで判断していただくことは避けていただきたいと思います。平成20年度の見直しの時期には，できるだけ予算の詳細を提示させていただきながらじっくりと議論させていただきたいと考えておりますが，今日の段階ではそこまでの資料を準備することが困難であることを追加の説明とさせていただきます。

委員長： 事業ごとに予算が組み立てられているので，どの障がいのある方がどの事業を利用できるかというところまでは読めないですね。

事務局： そのとおりです。委員からも今日の段階ではそこまで言及した議論をするつもりはないとお話でしたが，算定根拠は当然あり，何とか資料を作成させていただき方向で事務を進めてまいりましたが，サービス毎の資料は膨大にありますので，間に合わせる事ができませんでした。

委員長： 前回，どの障がいの方がどのサービスを利用できるかが，障害福祉計画（案）や市の発行している「みんなのしあわせ」ではわかりにくいという意見があって，それとも繋がるような気がします。利用者側にも利用できると思っていたら利用できないということもあるでしょうし，それと予算の比率とを結びつけた時，公平にしてほしいという思いが出てくるように思います。

事務局： 平成18年度の予算にみどり学級施設整備として5,000万円あります。これは本年4月から生活介護事業として地域生活支援センターの開設に係る施設補修費です。もう改修工事も終了しており，平成19年度には計上されておりません。それを除いて平成18年度は障害者自立支援法がどのようになるかがはっきりしませんでしたので，原則1割負担の部分も含めて予算措置しておりました。本来ならば平成19年度は1割部分

が当然減額することになります。サービス利用の伸び率も加味して5%の利用者負担で積算しておりますので、トータルとしては昨年より増えており、必要などころにはきっちりと予算を上乗せしているという理解をお願いいたします。

委員：市の方にこの資料の提出をお願いした根拠は、市の方で精神保健福祉分野が遅れているという認識はあると思います。どのように遅れているかを抽象的に申し上げてもわかりにくいと思ったからです。先ほど事務局から説明があり、他の費目にも含まれているということでしたが、金額的には大きくありません。全体の予算の4%ぐらいになっていると考えております。ということをお委員皆様の共通理解としてご理解いただきたいと思っております。

委員長：予算額の開示について、改めて開示してほしい等ではなく、今日の段階ではこれでもよろしいですか。

委員：この障害福祉計画（案）は5年先のことまで議論する訳ですから、数字なしの議論はあり得ないし、個人的には経験ありませんので、参考資料として数字があった方がよいと思います。また、精神保健分野の立場として事実関係をご認識いただきたいということです。

委員：アンケートの結果を見ると、相談支援事業を利用したいと考えている方が一番多いようです。市の数値目標は4ヶ所設置となっておりますが、事業所名等具体的に示していただけますか。

事務局：平成19年度の3ヶ所は、「芦屋メンタルサポートセンター」、「ななくさ」、「三田谷学園」です。平成20年度は「芦屋ハートフル福祉公社」にお願いする予定にしております。

委員：「ななくさ」は山口町の阪神福祉事業団ですか。

事務局：「ななくさ清光園」です。

委員：広域でという取り扱いになるのですか。

事務局：そうです。

委員：では、芦屋市の方もそこで相談できるのですね。

事務局：そうです。

委員：みどり地域生活支援センターでは実施されないのですか。

事務局：将来的には実施していただけるよう、NPO法人とも協議をしていきたいと考えておりますが、現段階ではそこまで至っておりません。4月に新しい事業所としてスタートしますので、まずは生活介護事業所としてサービスを確立させることが最重要と考えております。

委員：「芦屋ハートフル福祉公社」は高齢者でない障がいのある方の相談が可能になるのですか。

事務局：「芦屋ハートフル福祉公社」は高齢者に特化した事業所ではありません。ただ、サービス利用者の状況で見ると高齢者の割合が多いので、高齢者の事業所とおられる方が多いのは事実ですが、現実には3障がいに対するサービスも行っています。

委員長：今は、ご質問ということでもよろしいですか。

委員：はい。

委員：相談事業というのは、ピアカウンセリングのように正規の資格を持たずに仲間同士で話し合いを行ったり、ピアカウンセリングのように障がいのある方と保護者が一緒に雑談するというようなイメージで、高度な資格の有無に左右されるものではないと考えています。そのようなものについては、どんどん実施していけば良いと思いますし、すぐにでも実施できるのではないかと考えています。

委員長：今の発言は、行動計画に反映させるということではなく、意見ということでもよろしいですか。

委員：はい。

委員：前回の話の続きになりますが、「就労・生活支援センター」が芦屋にできないことが決

まりましたが、西宮市等、近隣市ではほとんど事業を実施することになったと聞きました。前回事務局から別の形で補完できればという説明でしたが、どのように考えているのですか。

事務局： 西宮市で実施するということはお聞きしておりません。

委員： それは地域自立支援協議会の中の就労部会的なものではないのですか。

委員： 一羊会と聞いたように思います。

委員： 一羊会もワークホームつつじも就労に関しては、新体系移行に向けた協議をそれぞれ行っているのです、そういうレベルの話ではないのですか。

西宮市が市単事業で行うような話は、聞いたことがありません。

委員： 宝塚市、三田市、尼崎市も実施すると聞いています。

委員： 宝塚市と三田市は市単事業で実施するように聞いていますが、尼崎市も聞いたことがありません。

委員： 芦屋市としても何らかの形で進めていただきたいと思います。

事務局： 就労に関して現段階において具体的ではありませんが、地域福祉計画の中で障がいのある方・子育て等によって仕事を辞めた方や高齢者で就労意欲のある方が、地域で活躍できる仕事や役割を見つけるための仕組みづくり、就労を受け入れる事業所を探すと同時に受け入れ事業者のメリットを作り出すような仕組みづくりに努めますと載せておりますので、具体的な仕組みづくりについて検討したいと考えております。

事務局： 補完できる方法を考えていきたいと申し上げましたが、できることに関してはワークホームつつじで日常的にされている就労支援の中で多い年には4人、平均的には毎年2人程度、就労に結び付けていただいておりますので、依存する形にはなりますが、ワークホームつつじの新体系移行の動向を見ながら、連携し就労の促進を図る以外方策を持っておりません。

現段階において、就労に関してはハローワークへの相談をメインに考えていかざるを得ないかと思っております。

委員： 実際に事業所に属さない方が就労の面でトラブル等問題が起きた時、どこで相談すればいいのですか。三田谷学園の地域療育等支援事業で相談できるのですか。

委員： 就労の相談について、地域療育等支援事業で全て賅うことはできません。ハローワーク、職業センターや施設等様々な機関と調整し、繋いでいくというコーディネーターが本来の業務ですので、直接就職を斡旋したり、ジョブコーチを付けたりするようなことはできません。

委員： 相談窓口ということですか。

委員： そういうことになります。相談の主訴に基づきニーズを把握し、アセスメントを行います。そこで関係者を集め、専門的な立場から様々な議論を行い、方向性を決めていきます。それが相談支援という位置づけになります。

事務局： 1ヶ所で全て解決するということは困難で、結局、市の窓口に来られても同様になってしまいます。ただ、施設利用者が就労できた場合には、失敗してすぐに退職してしまった時に、施設に戻って来ることが可能な環境を作ることができますが、そうでない方はそのようなことができない違いはあると思います。

事務局： 市の窓口にも就労の相談に来られる方がいらっしゃいます。地域療育等支援事業に繋ぐ場合もあれば、状況によっては自分がどのような業務が可能かどうかを知的障害者更生相談所で適正判定を受けていただくこともあります。次にハローワークの窓口に行ってください、ハローワークの担当者が一緒に勤務先を探し、ジョブコーチを配置していただくという流れになっていきます。

委員： 障がいの枠で就労する場合は、ハローワークを通さなければならないので、ハローワークと密着した動きになってきます。訓練センターについてもハローワークを通さなければならないしくみがあります。

委員： 阪神南圏域で芦屋に「就労・生活支援センター」ができるという話がなくなってしまう

いましたが、センターがある地域とない地域があります。仮にセンターがある地域の方が就労しやすいのであれば、センターがない芦屋市ではどうすべきなのかという話だと思います。

委員長： サービスの現状確認という内容かと思いますが、相談の窓口が見えにくい現状にあるのではないかと思います。委員についてもこの策定委員会で確認をしないとわからないという現実を考えると、他の方はもっとわかりにくいのではないかと思います。

委員： 地域自立支援協議会も含めて相談支援体制について、障がいのある方等に理解していただくような作業が必要だと思います。

委員長： そうなってくると普及・啓発と関係してくると思います。先ほど理念の話の時に、市長挨拶に盛り込むという話がありました。

事務局： 今議論されているサービスの普及・啓発と理念に関する普及・啓発とは意味が違うように思います。非常に難しい問題ですが、困っている方がまず市の方に相談に来られれば、本人の希望に沿った形で、ハローワーク等様々な機関へ繋いでいく事は可能です。

相談支援事業は、委託事業ですので今後も制度の内容や相談の流れについて、もっと広めていかなければならないと考えております。各当事者団体の役割として、相談をお聞きになった際には、まず市の窓口を案内していただき、そこから情報を発信し、少しずつでも広げていくことから始めていくことが重要だと思います。

委員： 就労相談と行政の持っている公的サービスの両方を利用する場合もあり、行政抜きでは前に進まないケースもありますので。委託を受けた相談支援事業の役割を果たすために、行政の持っている資源も利用することが必要ではないかと思います。

そうすると、障害福祉計画（案）の中に、現実にある資源をきっちりと明記すれば良いかと思います。

事務局： それは難しいです。地域自立支援協議会も今年度中に設置する予定で、現実まだできておりませんし、ある相談支援事業所は、相談はできますが、あくまでもコーディネーターである旨までは記載できません。相談支援事業におけるネットワークについても、きっちりと構築してから記載すべきであり、中途半端な状況は記載すべきでないと考えております。

委員： どこの事業所にはどのような資源があり、どのような相談ができる程度も記載することはできませんか。

事務局： そのような内容は宣伝も含めて、各事業所でやっていただく内容だと思います。

相談支援事業は委託業務として実施しておりますので、事業所ごとにどのようなことができるのかを宣伝して、利用者にとってより良いサービス提供ができるよう事業を実施していただかなければならないと考えています。

委員： 相談支援事業所をお願いしたいのは、それぞれの事業所が相談支援事業として何ができるかという宣伝をもっとやってほしい。児童が対象なのか、成人が対象なのかもわからない。

事務局： 委員長よろしいですか。今の話も重要ですが、個別に話をさせていただく内容で、本日冒頭に申し上げましたように、委員の皆様から了承をいただければ、障害福祉計画（案）に関する策定委員会につきましては、本日をもって終了とさせていただき、了承をいただけない場合は、4月以降も延長したいと考えております。

今のような話は、個別に市の窓口でさせていただきたいと思いますので、福祉計画（案）に対する議論に戻していただきたいと思います。

委員長： そうですね。全く繋がりが無いとは言えませんが、障害福祉計画（案）の完成には直接結びつかないと思いますので、今の話に対する議論はまた後ほどということにします。

他に、障害福祉計画（案）に対する意見等があればお願いします。

委員： 今日、この障害福祉計画（案）を完成させるとして、数値以外で重要な箇所を確認してみると、P1、2は議論が概ね終了しています。重要視した基本理念についても概ね終了しました。P3も終了して、P4も概ね終了したように思います。次のページ以降は事

事務局の方で、表をグラフに変更していただいているように思いますが。

委員長： この障害福祉計画（案）は前回まで意見を反映させた修正分として提出していただいていますので、各委員からの指摘内容を確認していただいて、新たな修正箇所等があれば、ご意見等いただきたいと思います。

事務局： 前回から修正させていただいた内容で、1箇所説明が漏れていましたので、説明させていただいてよろしいでしょうか。

委員長： はい、どうぞ。

事務局： 本日配布させていただいた障害福祉計画（案）の3ページ。基本理念の3つ目ですが、「地域生活移行や就労支援等に対するサービス提供体制の整備」の部分で、前回この委員会でお話させていただいたのは、啓発・広報について、基本理念の3つ目に挿入してはどうかという議論がありました。当初の文章は「障がいのある方の自立支援の観点から、施設等から地域への意向や就労支援に関するサービス提供体制を整えていくとともに」となっていますが、そこに「啓発・広報の推進を基本とし」という文言を加えました。次に27ページの居住形サービスのところで、共同生活援助と共同生活介護がございますが、どの障がい種別の方が利用できるかが不明との意見がございましたので、共同生活援助、共同生活介護共に「知的・精神が対象」を加えました。その他、利用できる障がい種別がはっきり記載してあります所につきましては、特に変更しておりませんが、何も記載のない所は3障がい共通のサービスとご理解ください。次にP21ページの福祉施設入所者の地域生活への移行の所で、3段目の目標値の地域移行者として「 $A - B = C$ 」と記載してありますが、「 $A \times 10\% = C$ 」、目標値のDの所に何も表示しておりませんが、「 $A \times 7\%$ 」に訂正いたしました。これは単純な記載誤りです。次に25ページの就労継続B型の数字が端数を切り捨てて「1,030」となっていますが、「1,034」が正しい数字です。

以上です。

委員： 19ページの「所得に応じた定率負担の上限月額」についてですが、減額されるように聞いていますが、軽減に関する内容を記載しないのですか。

事務局： 委員の言われているのは、国が実施する1/4軽減のお話だと思います。障害者自立支援法の改正ではなく、2年間の経過措置として実施される制度になっておりますので、特に記載をしておりません。

障害者自立支援法におけるサービスは、障がい福祉サービスと地域生活支援事業に大きく2つに分かれます。どちらか片方のサービスのみを利用される場合には、1/4軽減となりますが、両方のサービスを利用される場合の負担上限額は、現行どおりとなりますので、全ての方が1/4軽減の対象となりません。委員も出席していただいております住民説明会の時に配布させていただいた資料のように、利用状況に応じて個別に対応させていただき、制度の周知を徹底させていただいておりますので、特に記載いたしませんでした。

なお、わかりやすい障害福祉計画を策定する意味でも、委員ご指摘の内容は大変理解できますので、「利用者負担の軽減措置」として、記載させていただきたいと思います。

委員長： 障害福祉計画ということなので、分かり易さの重要性は感じます。今日は福祉計画に載せるべき内容と、運用上で対応すべき内容を混在させながら議論したような気がします。この場で言うておきたい、聞いておきたいという気持ちは大事で、このような機会もこれまでなかったのだらうと思います。そのあたりの疑問があるとなかなか前に進まないと思いますので、常日頃知りたかったこと、疑問に思っておられることを発言していただいたことは良かったと思います。

時間も無くなってきましたが、障害福祉計画（案）について他に意見等ございませんか。特になければ、これで承認ということにさせていただいてよろしいですか。

事務局： 本日の確認をさせていただいてもよろしいですか。

委員長： どうぞ。

事務局： 文言等に関しては事務局にお任せいただく旨確認させていただいておりますが、委員から提出していただいております資料から、市長挨拶の「はじめに」に普及・啓発に関する文章を加えさせていただきます。基本理念の前段の部分には上段4行を加えさせていただきます。2番目の項目につきましては、委員から説明をいただきよく理解できましたので、広域などといった文言を使うことになると思いますが、そのままに近い状態で記載させていただきます。

主な修正等につきましては以上ですが、よろしいでしょうか。

委員からの意見としていただいております、芦屋市障害者（児）福祉計画第4次中期計画策定時から継続して取り組むものにつきましても、今回の障害福祉計画で無くなることなく、継続させていくこともお約束させていただき、社会福祉審議会への諮問の際に要望も併せて記載事項として取り扱いさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

委員長： 議事録について、お尋ねしたいのですが、議事録は大変重要と思っております。議事録から削除したりするようなことがあるのですか。

事務局： この策定委員会は前回申し上げましたように、内容については公開となります。議事録につきましては発言された委員の名前も公開ということになりますが、今回は事前に委員の皆様にも名前の公開まで了承いただいておりますので、議事録では全て委員、委員長、事務局という表示をさせていただきます。内容につきましては、雑談的なものと個人が特定できることで不利益を与えてしまうものについてのみ部分的に記載せず、それ以外は基本的に全て記載しております。

委員： 前回までの議事録は上手にまとめ、きちんと作成されていたと思っております。

委員長： 皆様もよろしいですね。

それでは、他に意見もないようですので、細かい作業は事務局にお任せし、この障害福祉計画（案）は承認ということにさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以 上